



第1章 計画の策定

1 計画の経緯

広島市では、健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を目標とし、平成14年3月に広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21」を策定しました。この計画では、市民総ぐるみの健康づくり運動を展開するため、運動の中心組織として、市民、関係団体、関係機関、学識経験者で構成する「元氣じゃけんひろしま21推進会議」を設置し、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康づくり」、「たばこ」、「アルコール」、「歯と口の健康」、「糖尿病」、「循環器病」、「がん」の9領域について目標を掲げ、取組を推進してきました。

平成18年度には、中間評価を実施して計画の見直しを行い、当初10年間であった計画期間を1年間延長し、最終年度を平成24年度としました。

平成23年度に実施した最終評価における目標達成状況は、9つの領域の71指標のうち約7割が「目標値に達した」または「目標値に達していないが改善傾向にある」に該当し、全体としては一定の成果がみられました。

今後目指すべき方向としては、健康寿命の一層の延伸を図るため、生涯を通じた市民の主体的な健康づくりを促進するとともに、社会全体で市民の健康を支え守る社会環境の整備が不可欠であり、市民、地域団体、企業、学校、保健医療関係団体・機関、NPO・ボランティア団体、本市等が協力して、取組の一層の強化を図る必要があります。

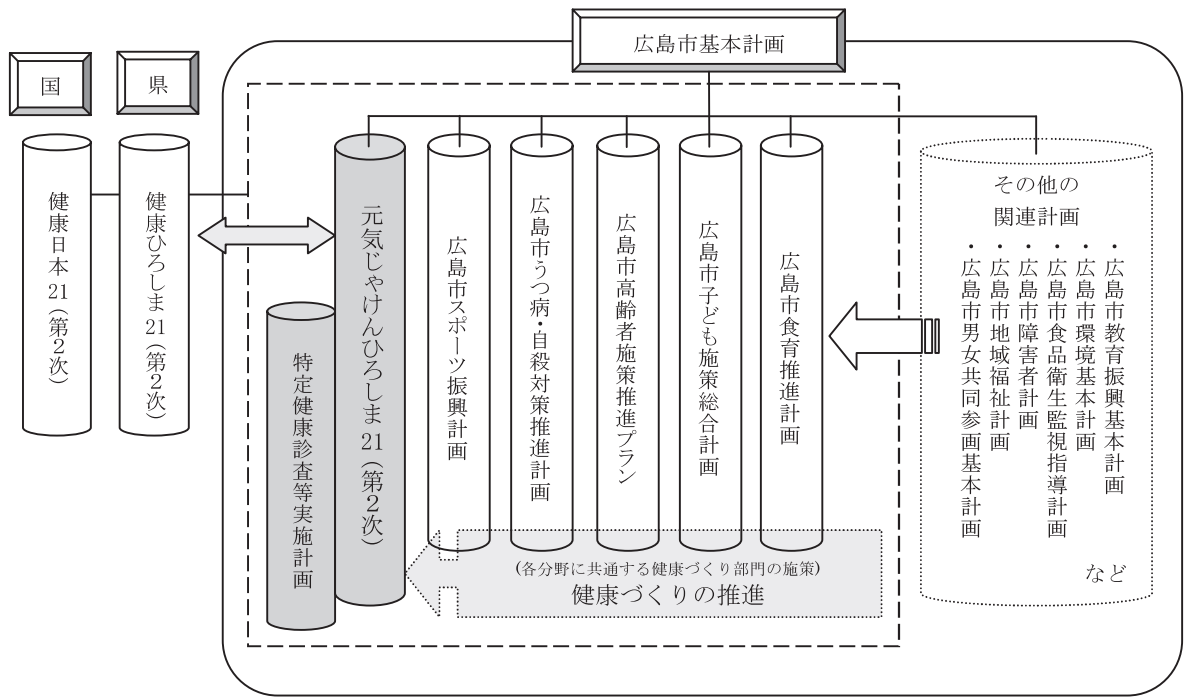
こうしたことから、今後の本市の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21（第2次）」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 健康増進法に基づき、国が定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（健康日本21（第2次））及び広島県健康増進計画「健康ひろしま21（第2次）」を勘案して策定する「市町村健康増進計画」とします。
- (2) 健康増進計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項により医療保険者が策定することと規定されている「特定健康診査等実施計画」も併せて策定します。
- (3) 第5次広島市基本計画の健康づくり分野に関する部門計画とし、次に掲げる本市の健康づくりに関連する計画との整合を図り、連携しながら、より効果的な施策を展開します。
 - ・スポーツの振興に関する計画である「広島市スポーツ振興計画」
 - ・うつ病・自殺対策を総合的・計画的に推進するための計画である「広島市うつ病・自殺対策推進計画」
 - ・高齢者施策の総合的な推進を図ることを目的とした高齢者福祉計画と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的とした介護保険事業計画を一体的に策定する計画である「広島市高齢者施策推進プラン」
 - ・次世代育成支援対策の推進に関する計画である「広島市子ども施策総合計画」
 - ・食育の推進に関する施策についての計画である「広島市食育推進計画」

第1章 計画の策定
2 計画の位置付け 3 計画期間

また、生活環境の保全など、幅広い分野の計画とも連携しながら、市民の健康を守るための施策を推進します。



3 計画期間

「元気じゃけんひろしま 21 (第2次)」の計画期間は、国や広島県の計画期間に準じ、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。なお、計画期間の中間年に当たる平成29年度に、目標の妥当性や達成状況について中間評価を行います。

また、特定健康診査等実施計画の計画期間は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項の規定により、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

計画名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
元気じゃけんひろしま 21 (第2次)	計画期間									
	計画スタート				中間評価					目標年
特定健康診査等実施計画	計画期間									
	計画スタート				目標年					